

告示

埼玉県告示第千二百七十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり辞退の届出があった。

令和六年十一月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	辞退年月日
よしひろ皮ふ科	春日部市中央一―七―二〇第五 熊谷ビルーF	令和六年十一月三十日
一般社団法人新田会 につた歯科	東松山市箭弓町一―一―七 ハイムグラнде東松山一〇六 号・二〇三号	令和六年十一月八日
えつお歯科医院	入間市鍵山一―一―一	令和六年十月一日